◎新潟県告示第520号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項に おいてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり 変更した旨の届出があった。

令和2年4月24日

新潟県知事 花角 英世

名	所 在	地	変更 事項	旧	新	変更年月日
三条東訪問看護 テーション	三条市北入 丁目17番27 三条東病院	'号	名称	三条東老人訪問看 護ステーション	三条東訪問看護ス テーション	令和2年4月1日